

広島県告示第八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成二十八年三月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市三次町九四〇番二地先から 三次市三次町九四三番二地先まで			二〇・〇〇 一三・五〇	五六・〇〇	拡幅
			二一・五〇 二五・〇〇	五六・〇〇	